

会社法制定と 銀行法等の整備

制度調査部
堀内勇世

「金融庁の1年（平成16事務年度版）」より

【要約】

今年6月に成立した「会社法」は、来年5月施行の見込みである。

この会社法に合わせて、銀行法等の金融関係法令の整備が行われている。

この点に関する金融庁による記述が見つかったので紹介する。

1. 会社法制定に伴う銀行法等の整備に関する金融庁の解説

今年、平成17年（2005年）の6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布されている。そして、その大部分が、来年、平成18年（2006年）の5月に施行される見込みである。

この会社法の成立にあわせて、銀行法等の金融関係法令の整備（改正）が行われている。より具体的にいうと、会社法と同じ日に成立した「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）により、一括して整備（改正）が行われている。

この整備法による銀行法等の金融関係法令の整備（改正）について、金融庁が公表した資料が存在する。それは、平成17年9月27日に公表された「金融庁の1年（平成16事務年度版）」^{（注1）}の本編部分の一部である。

ほんの2ページちょっとの記述であるが、立案当局である金融庁による解説であるので紹介する。

その解説によれば、形式的な整備（改正）以外に、政策的な判断により次のような整備（改正）が行われている^{（注2）}。

会社法では、取締役の任期は原則2年以内であるが、譲渡制限会社^{（注3）}については定款で10年まで延長可能とされている。しかしながら、銀行等については、譲渡制限会社であっても延長は認めないとされている（監査役についても同様に延長は認めないとしている）。

会社法では、「破産宣告を受け復権していない者」が取締役の欠格事由^{（注4）}から除かれている。しかしながら、銀行等については、「破産宣告を受け復権していない者」を取締役の欠格事由の一つとして維持している。

会社法では、譲渡制限会社であれば、取締役会を設置しないことを選択できる場合もあるとされている。しかしながら、銀行等については、取締役会の設置が義務付けられている。

会社法では、譲渡制限会社であれば、委員会設置会社でなくとも、監査役会を設置しないこ

とを選択できる場合もあるとされている。しかしながら、銀行等については、監査役会の設置が義務付けられている（委員会設置会社の場合を除く）。

会社法では、設立時の最低資本金の下限が廃止されている。しかしながら、銀行等については、現行の銀行法等で要求している最低資本金の下限が維持されている。

銀行に電子公告制度を導入するなどの整備がなされている^(注5)。

(注1) 金融庁の以下のHPで見ることができる。

<http://www.fsa.go.jp/common/paper/index.html>

(注2) ~ は、筆者が要約したものである。要約するに当たって、銀行の場合を念頭において記述している。

(注3) 譲渡制限会社とは、全部の種類株式について、譲渡による取得には会社の承認が必要と定款で定めている会社のことである。会社法の条文に即した言い方をすれば、「公開会社でない株式会社」（会社法 332 条参照）となる。会社法の「公開会社」の定義については、以下のレポート参照。

・「新生『会社法』の気になる用語 Q & A (1)」（横山淳、2005.6.30 作成）

(注4) 「取締役の欠格事由」とは、取締役になることができない事例として法定されているもののことである。

(注5) 現行商法では、電子公告制度が導入されている（会社法でも制度は維持されている）。しかしながら、現行銀行法では、銀行に電子公告を認めていない（現行銀行法 57 条）。

2. 「金融庁の1年（平成16事務年度版）」の本編より該当部分の引用等

以下、「金融庁の1年（平成16事務年度版）」の本編部分より、整備法による銀行法等の金融関係法令の整備（改正）に関する部分を引用する。

ただし、注の部分は、筆者が独自に付け加えたものである。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第7章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第4節 会社法制の現代化と金融関係法令の整備

金融関係法令の整備

1. 総論

会社法現代化により、金融庁所管法令が引用・準用している商法の制度が大々的に改正されることに伴い、当庁所管法令について整備が必要となった。その際、

全くの形式的な整備

政策的な判断が必要となる整備

の二種類の整備が各金融庁所管法令に含まれているが、 については以下2. を参照。

2. 整備にあたり政策的な判断が必要となった主な論点

(1) 取締役の任期^(注6)

会社法現代化の考え方は、実態として所有と経営が一致していることが多い譲渡制限株式会社においては、「定期的に取締役又は監査役としての適否について株主の信任を問う」という任期の役割が希薄であり、再任・改選に伴うコストとの比較に鑑み、任期を伸長できることとした。

一方、銀行、保険業を営む株式会社、証券会社等の金融機関等については、譲渡制限会社形態をとるものであっても、所有と経営の関係は上記において会社法現代化が射程に収めているオーナー企業のようなものとは性質が異なる。

また、公共性・預金者保護・保険契約者の保護・投資者保護等の観点から、一般事業会社よりも高いレベルのガバナンス（現行の株式会社程度）が要求されている。

以上の理由から、保険業法、銀行法及び証券取引法等においては譲渡制限会社といえども定款による取締役及び監査役の任期の伸長は認めないこととされた。

（注6）改正後の銀行法7条の2、52条の19、改正後の保険業法12条、53条の3、改正後の証券取引法32条の2、104条の2など参照。

(2) 取締役の欠格事由^(注7)

会社法現代化の考え方は、特に中小企業の破産の場合において、経営者が会社の債務について個人保証をしている結果、経営者自身も破産に追い込まれるケースなどを念頭において、破産者の早期の経済的再生を可能とするものである。

一方、銀行法・保険業法・証券取引法等においては、取締役は「十分な社会的信用を有するものでなければならない」等とされており、預金者保護・保険契約者保護・投資者保護の要請が制度設計上付加されている。

銀行・保険会社・証券会社等の金融機関等については、上記のとおり預金者保護等の要請から取締役・役員 of 資格要件を厳格に解することに合理性がある一方、取締役・役員 of 欠格事由について現状を維持したとしても、一般事業会社において早期の取締役としての経済的再生の道が塞がれることにはならないため、「破産宣告を受け復権していない者」を欠格事由から除かないこととされた。

（注7）改正後の銀行法7条の2、52条の19、改正後の保険業法8条の2、53条の2、271条の19の2、272条の37の2、改正後の証券取引法28条の4、83条など参照。

(3) 取締役会設置の義務化^(注8)

銀行法・証券取引法等について、現行の参入規制で株式会社に限定しているのは、資力のみならず機関設計の観点からも現行の株式会社程度のガバナンスを要求するとの考え方に基づくものであり、取締役会の設置を義務付けることとされた。

（注8）改正後の銀行法4条の2、52条の18、改正後の保険業法5条の2、51条、271条19、272条の37、改正後の証券取引法28条の4、85条など参照。

(4) 監査役会設置の義務化^(注9)

会社法においては、株式会社と有限会社の規律の一体化により、「株式会社」の定義には、「株式譲渡制限会社で取締役会も監査役会も設置しない株式会社」

「株式譲渡制限会社で取締役会を設置しているが、（委員会を設置しないにもかかわらず）監査役会を設置しない株式会社」

も含まれることとされた。

現行の銀行法・保険業法においては、各業への参入規制として株式会社に主体を限定（もしくは認められる主体の一つと）している。

会社法現代化ののちも銀行・保険会社について、「現行の商法等の株式会社程度のガバナ

ンス」を要求するという観点にたち、ここに商法特例法の「資本金 5 億円以上のような大会社であれば監査役会を置くというガバナンスが要求される」という趣旨も含めて考えれば、監査役会について必置となる。

以上から、会社法現代化後も、銀行・銀行持株会社・保険会社については株式譲渡制限会社であっても、監査役会の設置を義務付けることとされた。

最低資本金が 5 億円以上とされている（ ）株式会社証券取引所、（ ）株式会社金融先物取引所、（ ）保管振替機関、（ ）振替機関については、上記と同様の考え方から、株式譲渡制限会社であっても監査役会の設置を義務付けることとされた。

一方、最低資本金が 5 億円未満の証券会社、証券金融会社、投資信託委託業者、投資法人、認可投資顧問業者、金融先物取引業者、証券取引所持株会社、証券取引清算機関、金融先物取引所持株会社、金融先物清算機関については、株式譲渡制限会社の場合には監査役会の設置を義務付けないこととされた。

(注 9) 改正後の銀行法 4 条の 2、52 条の 18、改正後の保険業法 5 条の 2、51 条、271 条 19、272 条の 37、改正後の証券取引法 28 条の 4、85 条など参照。

(5) 資本金の額について (注 10)

会社法においては、株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額（設立要件としての最低資本金）については下限額を設けないこととされた。

金融関係諸法令においては、預金者保護、投資者保護、保険契約者保護等の金融機関に課せられる要請の観点から、現行商法上の株式会社よりも重い資本金の下制限が課せられているところ。したがって、会社法現代化にかかわらず、現在の水準をそれぞれ維持することとされた。

(注 10) 改正後の銀行法 5 条、改正後の保険業法 6 条、改正後の証券取引法 28 条の 4、85 条など参照

(6) 公告方法 (注 11)

会社法が新法典となることを含め、公告制度が大幅な見直しとなることを踏まえ、金融庁所管法令における公告制度についても整備を進めることとされた。

特に、金融機関については電子公告制度等が導入されておらず、柔軟に会社の自治に委ねつつ、可能なところについては簡略化を図るという今回の現代化の方向に沿って、これを導入することとされた。

(注 10) 改正後の銀行法 20 条、52 条の 28、57 条～57 条の 4、改正後の保険業法 9 条、21 条、改正後の証券取引法 55 条など参照